

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	・ ・	法人名
----------------------------	--------	--------	-----

別表七の二付表一

連結欠損金当期控除額の計算						
控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)	1	円 連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$			2	円
発生連結 事業年度	控除未済 連結欠損金額 (別表七の二「21」)	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定当期控除額	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定当期控除額	連結欠損金 金額		
	3	<p>【No.29】2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。</p> <p>① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当）</p> <p>② 連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当）</p> <p>③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）</p>				
連 結 法 人	控除未済連 欠損金個別帰属額 (前期の(20)又は (28)又は別表七の 二付表二「21」)	個 別 帰 属 額 (前期の(14)又は 別表七の二付表 二「21の内書」)	表四の二付表「46の ①」-当該発生連結 事業年度前の(19) の合計額)のうち 少ない金額	控除額の合計額 各連結法人の(11) の合計額	個別帰属額 (5) × $\frac{(11)}{(12)}$	翌期繰越額 (10) - (13)
発生連結 事業年度	9	10	11	12	13	14
計						
発生連結 事業年度	非特定連結欠損金 (9)のうち非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額 (9) - (10)		非特定連結欠損金 個別帰属額の計算 各連結法人の非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額の合計額 各連結法人の(15) の合計額	非特定連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (15) - (17)	連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (13) + (17)	連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (14) + (18)
	15	16	(7) × $\frac{(15)}{(16)}$	18	19	20
計						
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算						
連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	21	円 連結欠損金の繰戻し額 (別表七の二「3の当期分」)			25	円
個別欠損金額 (別表四の二付表「55の①」)	22	各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)			26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23	連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (24) × (26)			27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × (23)	24	連結欠損金当期発生額に係る 個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)			28	

【No.4】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了連結事業年度分